

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2020年9月19日実施)

試験科目：法律科目試験 (刑法)

配点：100点

以下の問題文を読み、下記の設問Ⅰ・Ⅱに答えなさい。

設問Ⅰ Xの罪責について、論点を摘示して検討しなさい。

設問Ⅱ Yの罪責について、論点を摘示して検討しなさい。

【問題文】

1. Yは、経営している会社の資金繰りに困り、友人Aに1000万円の融資を依頼した。ところが、Aは融資に応じなかった。Yの会社の運営はその後もうまくいかず金策に窮し、再度、YはAに融資を懇願したが、Aはこれを拒否した。かつて、Aに資金を融資したこともあるYは、Aを恨み殺害することを計画した。
 2. Yは、Aに睡眠薬を飲ませて眠らせ、自動車のトランク内に閉じ込め、車ごと燃やしてAを殺害する計画を立てた。そこで、Yは事情を全く知らない部下のXを利用して計画を実現しようと考えた。
 3. Yは、Aを会社に呼び出し、そこでAに睡眠薬入りのコーヒーを飲ませた。Aが意識を失ったので、YはAを縛ったうえでトランクに閉じ込めた。
 4. Yは、Xに10万円を渡し、廃車にする金もつたいないので、人気のない山奥で車に放火して燃やしてくれるように依頼した。Xは、社長であるYに依頼されたので、言われた通り山中に移動していたところ、トランクの中から声が聞こえてきた。
 5. Xは、車を止めてトランクを開けたところ、縛られたAを発見したが、Aが騒ぎだしたのでAの口をガムテープで塞いだ。Xは、YのA殺害計画を全て理解したが、Yの弱みを握って後で利用してもよいと考え、Yに言われた通り、山中で車ごと燃やした。
 6. Aは死亡したがその死因は、焼死ではなく、ガムテープで口を塞がれたことによる窒息死であった。
-

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2020年9月19日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章(一部、フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

直近の国勢調査の結果、衆議院の小選挙区比例代表並立制の小選挙区選挙における議員1人当たりの有権者数について、選挙人数が最も多い東京A区(55万7071人)と選挙人数が最も少ない鳥取B区(27万6281人)との間では、1票の較差が1対2.016にまで広がっていた。さらに、1票の較差が2倍以上となっている選挙区は、他に6選挙区あった。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法は、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)が、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。」(2条)と規定した上で、「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(...)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」(3条1項)と定めている。審議会は、法律にしたがい、実際に全選挙区が1対2未満に収まるような選挙区割りの改定案を作成し、是正勧告を行った。内閣総理大臣は、国会にこの是正勧告に関する報告を行った(5条)。

しかし、現状の選挙区を維持し、選挙区割りを変更したくないと考え、審議会の是正勧告に反対する国会議員が多かったため、国会は選挙区割りを定める公職選挙法の改正をすぐには行わず4年が経過し、再び総選挙が行われた。

東京A区の有権者らは、国会が審議会の是正勧告にしたがわず、従前のままの選挙区割りを維持している公職選挙法の規定(別表第一)は、憲法に違反するとして、訴訟を提起した。

【設問】

本件選挙区割りを定める公職選挙法の規定の合憲性について、あなたの見解を論じなさい。その際、「投票価値の平等」、「是正のための合理的期間」という2つのキーワードを必ず入れ、それらに下線をひくこと。

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2020年9月19日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

以下の文章を読んで、〔設問〕に答えて下さい。

甲株式会社（以下、甲社とする。）は、監査役設置会社である取締役会設置会社であり、その発行する株式に対して株券を発行していない。甲社の取締役はA、BおよびCの3名であり、Aが代表取締役である。現在、甲社の株主は、D、EおよびFである。

甲社が近年事業に使用しない不動産を多数所有していたため、その一部を売却することを取締役会で決定した。しかし買手を探したがなかなか見つからなかったため、売却予定のマンション一室（以下、単に「不動産」とする。）の購入をAが甲社に申し入れた。

〔設問〕

- (1) Aと甲社が不動産の売買をする場合に、会社法は、どのような手続を定めているか。条文を挙げて、説明してください。
 - (2) Aと甲社との間の不動産の売買に関して、甲社の株主全員が同意している場合、その売買の効力はどのようなになるか、論じてください。
 - (3) 甲社とその取締役との間で取引を行う場合には、株主総会の承認を要する旨の定款規定を甲社は置くことができるか、論じてください。
-

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2020年9月19日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。

Ⅰ. 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは数億円の借金があったが、所有する土地(以下、「本件土地」という)を債権者の差押えから守るために、Bと相談して、本件土地をAB間で売買したと偽装し、その旨の登記を済ませた。その後、本件土地は、BからCに売られ、最近さらに、Dに転売されDが占有している。登記は依然としてBのもとにある。

設問： 下記の各場合において、Aは本件土地を取り戻すことができるか、それぞれ論じなさい。

- ① CはAB間の事情について悪意、Dは善意であるとき。
- ② Cは善意、Dは悪意であるとき。

Ⅱ. 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは、経営しているA会社が名古屋で成功をしたため、東京進出をしようと考え、20XX年3月を期して、東京に新会社を設立し、土地店舗を購入して営業を開始する計画をしていた。資金について、A会社の土地建物(以下、「本件物件」という)を担保に銀行から融資を受ける計画であったが、同年1月に、YがA会社をめぐるXとの紛争を理由に本件物件の処分禁止仮処分を申請し、仮処分決定を執行したため、Xは銀行に対し計画どおり担保を提供できず、3月に東京に進出することはできなかった。同年9月、YはXに対する訴訟を提起せず、仮処分の解放手続をした。東京での開業が計画通り実現できた場合、Xは毎月100万円の営業利益を取得できることが予測された。

設問： XはYの不当な仮処分の執行が不法行為であり、それによって、東京進出計画が半年遅延し、営業利益を喪失したことを理由に、Yに対して600万円の損害賠償を請求した。Yの仮処分の執行が不法行為になることについて争いが無いことを前提に、Xの請求が認められるべきか、について論じなさい。
